

承認工場(関税定率法第13条第1項)

令和4年1月1日現在

管轄税関	管轄官署	名 称	法人番号	所在地	備考
大阪税関	本関	大阪新興飼料(株)	9120001072539	大阪府大阪市西成区出城1丁目7番12号	暫9条の2
大阪税関	本関	全国精麦工業協同組合連合会 (飯坂精麦(株))	2010605001051 (1120101041228)	大阪府高石市高砂2丁目3番地	暫9条の2

【注】備考欄に「暫9条の2」の記載がある場合は、関税暫定措置法第9条の2第1項の製造工場の承認も受けている工場となります。